

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、一般財団法人広島県環境保全公社財務規則第47条及び第48条の規定により公告する。

令和7年8月1日

一般財団法人 広島県環境保全公社
理 事 長 尾 崎 哲 也

1 調達内容

- (1) 件名
一般財団法人広島県環境保全公社 令和7年度損害保険契約
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
令和7年8月27日午後4時から令和8年8月27日午後4時まで
- (4) 入札方法
総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

2 入札参加資格

次の(1)～(4)の入札参加資格をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等であること。
- (3) 本件調達の公告日時点で、金融庁の登録を受けた信用格付業者であるスタンダード&プアーズ社において「A-」以上(他の信用格付業者の場合は、同等基準以上)と格付けされた損害保険会社であること。
- (4) 広島市内に本店、支店、営業所又は損害サービス拠点を有していること。

3 入札手続等

(1) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

一般財団法人広島県環境保全公社のホームページからダウンロードできる。

ただし、「仕様書」については、次により交付する。

ア 交付期間

令和7年8月1日(金)から令和7年8月8日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-0037 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ4階
(一財)広島県環境保全公社 総務課
電話 (082) 544-2361

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び必要な添付資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)イの総務課

ウ 提出期限

令和7年8月8日(金)午後4時

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。

ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着すること。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年8月13日（水）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時 令和7年8月21日（木）午前10時

イ 場所 広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ4階
一般財団法人広島県環境保全公社 会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 申請・契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札結果及び契約の状況

入札結果・契約の状況については、「一般財団法人広島県環境保全公社入札及び契約に係る情報の公表に関する要領」により、閲覧に供する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約解除

広島県の物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領別表の措置要件に該当すると認められ、当公社が対象の契約を解除することとした場合、異議を申し立てない。

(8) その他

入札説明書及び仕様書による。

(9) 保険仲立人

仕様書、約款、特約事項の確認及び契約の確認等について、当公社の指定する保険仲立人を同席等させることを了解すること。

6 問合せ先

〒730-0037 広島市中区中町8番18号広島クリスタルプラザ4階

一般財団法人広島県環境保全公社 総務課

電話 (082) 544-2361 ファクシミリ (082) 544-2362